

(総則)

第1条 この規則は、土木学会関西支部助成事業規程（以下「助成規程」という。）第4条に規定する規則である。

(助成種別と助成対象者)

第2条 この助成事業で運用する助成種別と助成対象者は、次の2種類とする。

- (1) 公募枠：学際的、国際的、挑戦的、萌芽的な活動、あるいは若手の土木学会会員が企画する活動を助成対象とする。助成対象者は土木学会個人会員または会員グループとする。なお、幹事会が必要と認めた場合は非会員も参加できる。
- (2) 特別枠：緊急性・新規性の高い学術活動、あるいは臨時に対応する必要がある学術活動を助成対象とする。助成対象者は、土木学会関西支部内の委員会等とする。

(助成対象の要件)

第3条 助成対象要件は、公募枠についてはその代表者が土木学会個人会員であること。特別枠については支部役員の推薦によるものであること。

2 助成対象とする学術活動は、その成果を1年、もしくは2年間でまとめ、講習会、セミナー、シンポジウム、ワークショップ等で公表できるものとする。

(募集)

第4条 募集については、毎年度、土木学会誌で会告するとともに、支部ホームページに掲載する。

2 助成申請者は、前項の会告等に基づき助成申請書を支部長に提出するものとする。

3 募集内容および募集時期は、幹事会が決定する。

(審査・決定および通知)

第5条 助成金交付の可否は、幹事会で審査の上、商議員会が決定するものとする。

2 幹事会は、前項の結果をすみやかに申請者に通知する。

(助成対象の査定)

第6条 助成対象は、会場借上費、調査研究旅費、講師招聘費用などの直接経費とし、単なるセミナーや学会などへの参加費・参加旅費、資産となるものなどは助成対象外とする。

2 前項の経費については、[謝金ならびに旅費に関する内規](#)及び土木学会の規則等を適用する。

(助成金の交付)

第7条 公募枠の助成金については、その代表者の指定する銀行口座に振り込む。特別枠の助成金については、原則として支部事務局が管理する。

(活動結果の報告)

第8条 助成を受けた代表者は、当該年度末までに、助成金の使途と活動報告を支部長に提出する。

(精算)

第9条 助成を受けた代表者は、助成対象の活動を実施した結果、助成金に残余が生じた場合、当該年度末までに残余から送金に要する手数料等の費用を差引いた額を支部に返金するものとする。ただし、助成金に不足が生じた場合であっても、支部は差額を負担しない。

2 助成を受けた代表者は、当該年度末までに理由の如何にかかわらず助成対象の活動を実施しなかった場合、助成金の全額およびそれに伴う発生利息を支部に支払うものとし、その送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた代表者が負担するものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成を受けた者が助成金を目的以外に使用したことが判明したときは、支部は助成を受けた代表者に助成金の全額およびそれに伴う発生利息相当額の支払を求める。

2 前項の場合、返還のための送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた代表者が負担するものとする。

(提出書類の様式)

第11条 助成申請書類および報告書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 助成申請書類：別記 様式－1
- (2) 報告書類：別記 様式－2、3
- (3) 成果報告開催申請書類：別記 様式－4

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、商議員会において行う。

附則この規則は、2019年6月17日から施行する。